

## 新潟県スポーツ施設協会規約

(名称、事務局)

第1条 この会は、「新潟県スポーツ施設協会」といい、事務局を「公益財団法人新潟県スポーツ協会内」におく。

(目的)

第2条 この会は、県内における体育・スポーツ（以下「スポーツ」という。）施設の充実及びその効果的運営の促進を図り、もって県民の心身の健全な発達及び豊かな人間性の涵養に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 2 加盟施設間の相互の連絡を図るとともに、施設の適正な運営について協議する。
- 3 施設運営についての研究会及び職員講習会等の開催
- 4 その他目的達成のための必要事項

(組織)

第4条 この会は、次に掲げるもので組織する。

- 2 スポーツ施設を有する県及び市町村又は、これに準ずる団体
- 3 スポーツ施設を有する会社、事業所及び団体
- 4 この会の加盟団体が有するスポーツ施設の管理を受託する会社、事業所及び団体
- 5 会長が推薦するもの

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- 2 会長 1名 副会長 若干名 幹事 若干名 監事 若干名
- 3 会長は、新潟県観光文化スポーツ部スポーツ課長をもって充てる。
- 4 副会長、幹事、監事は会長が指名する。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。欠員による後任者は残任期間とする。また、役員が所属団体の役職を離れた場合は、その時点で任期が終了し、後任者が残任期間を務めるものとする。
- 6 会長はこの会を代表し、会務を統括し会議の議長となる。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- 8 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 9 監事は、会計を監査する。

(賛助会員)

第6条 この会に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員の規定は別に定める。

(会議)

第7条 総会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときに、臨時に開くことができる。

- 2 総会は、加盟団体の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した加盟団体は、出席者とみなす。
- 3 議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 監事の承認
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 事業計画及び収支予算

(4) 規約の改正

(5) その他

(会 計)

第8条 この会の経費は、加盟団体の負担金及びその他の収入で賄う。

2 負担金は、年額5,000円とする。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 附 則

1 この規約は、昭和38年5月21日より施行する。

2 第8条に規定する負担金は、地方公共団体にあつては1団体とし、会社、事業所にあつては1企業単位とする。

3 昭和42年11月9日一部改正

4 平成3年5月22日一部改正

5 平成4年5月19日一部改正

6 平成16年6月25日一部改正

7 平成17年10月21日一部改正

8 平成18年7月19日一部改正

9 平成21年5月26日一部改正、賛助会員規定一部改正

10 平成22年11月24日一部改正

11 平成23年6月30日一部改正、賛助会員規定一部改正

12 平成24年5月23日一部改正

13 平成27年5月28日一部改正

14 平成30年4月1日一部改正

15 令和3年6月24日一部改正、賛助会員規定一部改正

16 令和4年4月1日一部改正

## 賛助会員規定

第1条 本協会の賛助会員は、スポーツ施設に係る事業を行う会社、事業所及び団体の中から会長が推薦する。

第2条 賛助会員は、本事業を賛助するため毎年賛助金（1口5,000円）を拠出するものとする。